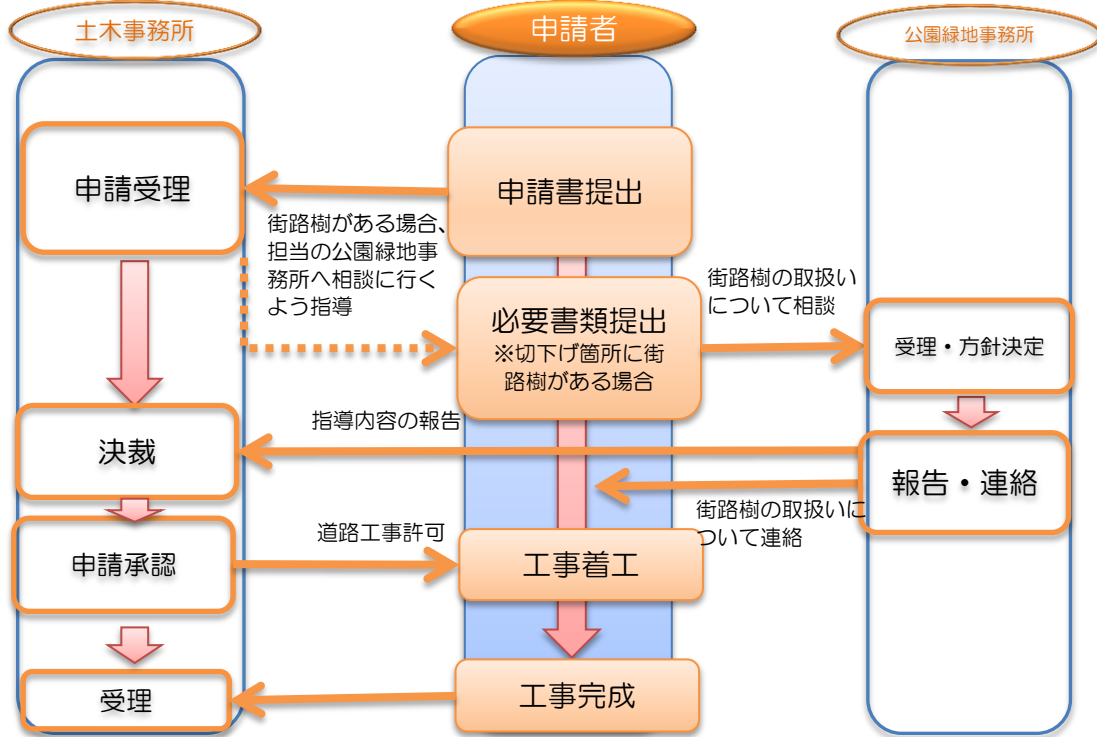


道路法24条申請に係る街路樹の取扱いについて

○切下げをする場所に街路樹がある場合

切下げの場所に街路樹があった場合は、原則としてその街路樹の移植をしていただきます。土木事務所への24条申請と並行して、街路樹の扱いについて下記のとおりご相談下さい。

○申請手続きのフロー



○街路樹の取り扱い相談に必要な事項

相談の際は、下記書類をご用意のうえ公園緑地事務所へお越し下さい。

提出書類	①土木事務所に提出した24条申請表紙（道路工事施工承認申請書）の写し ②案内図 ③現況平面図 ④切下げ計画平面図 ⑤切下げ箇所、撤去したい街路樹の写真 ⑥撤去樹木の移植先／撤去樹木の代替樹木の新植先の位置図、写真
確認事項	②撤去したい街路樹の地面からの高さ（高木・中木の場合） ⑤撤去したい樹木の目通り（地面から1.2mの高さの幹周りの長さ） ⑥撤去したい樹木の平面面積（低木の場合のみ。平米単位）

※②～④は土木事務所に提出する24条申請書の添付書類と同様のもので構いません。ただし、計画前後の街路樹の位置を図面に記載してください。また、上記「確認事項」を現況平面図に記載下さい。

○申請及び問合せ先

担当区域	名称	電話番号・所在地
中央区・稲毛区	中央・稲毛公園緑地事務所	043-251-5103
		千葉市中央区弁天3-1-1（千葉公園内）
花見川区	花見川公園緑地事務所	043-286-8740
		千葉市花見川区花島町308（花島公園内）
若葉区	若葉公園緑地事務所	043-228-0080
		千葉市若葉区野呂町108（泉自然公園内）
緑区	緑公園緑地事務所	043-294-2884
		千葉市緑区土気町22（昭和の森内）
美浜区	美浜公園緑地事務所	043-279-8440
		千葉市美浜区高浜7-2-1（稲毛海浜公園内）